

令和5年5月19日（金曜日）第2回臨時会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	鈴 木 隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
東海林 恒	企画創成課長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
山 田 良 一	さくらんぼ観光 課 長	志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長
今 野 育 男	学 校 教 育 課 長		

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第1号

第2回臨時会

令和5年5月19日(金)

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 仮議席の指定について

休 憩

再 開

日程第 2 寒河江市議会議長選挙について

〃 3 議長就任あいさつ

休 憩

再 開

日程第 4 寒河江市議会副議長選挙について

〃 5 副議長就任あいさつ

〃 6 議席の指定について

休 憩

再 開

日程第 7 会議録署名議員指名

〃 8 会期決定

〃 9 諸般の報告

(1) 第75回東北市議会議長会定期総会の報告について

〃 10 寒河江市議会常任委員会委員の選任について

〃 11 寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

〃 12 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について

〃 13 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選について

休 憩

再 開

日程第14 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果報告について

〃 15 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告について

休 憩

再 開

日程第16 西村山広域行政事務組合議会議員選挙について

〃 17 議第35号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について

〃 18 議案説明

〃 19 委員会付託

〃 20 質疑・討論・採決

〃 21 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 22 質疑

〃 23 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する

- 条例)
- 日程第24 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 〃 25 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 〃 26 議第36号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）
- 〃 27 議案説明
- 〃 28 委員会付託
- 〃 29 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

日程の追加

議第37号 寒河江市監査委員の選任について

日程の追加

閉会中の継続審査の申出について

開 会 午前9時30分

- 東海林茂美事務局長 おはようございます。
一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、荒木春吉議員が年長の議員でありますので御紹介申し上げます。

荒木議員、議長席をお願いいたします。

〔荒木春吉議員 議長席に着く〕

- 荒木春吉臨時議長 おはようございます。
ただいま紹介ありました荒木春吉であります。暫時の間、臨時に議長の職務を行いますので、

よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから、令和5年第2回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可します。

仮議席の指定について

- 荒木春吉臨時議長 日程第1、仮議席の指定であります。
この際、議事の進行上、仮議席を指定いたし

ます。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時32分

再 開 午前9時46分

○荒木春吉臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会議長選挙について

○荒木春吉臨時議長 日程第2、これより寒河江市議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票用紙には氏名を明確に記載して投票されるようお願いいたします。

これより投票を行います。

事務局長に点呼をさせます。

〔点呼 投票〕

○東海林茂美事務局長 それでは、私から点呼をいたします。順次投票記載所で御記入の上、投票をお願いいたします。

佐藤政人議員、野口康一郎議員、児玉 崇議員、月光裕晶議員、安孫子義徳議員、太田陽子議員、佐藤耕治議員、後藤健一郎議員、渡邊賢一議員、伊藤正彦議員、古沢清志議員、太田芳彦議員、阿部 清議員、沖津一博議員、柏倉信一議員、荒木春吉議員。

〔最後に事務局職員が投票箱を議長席に運び、荒木春吉臨時議長が投票〕

○荒木春吉臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番野口康一郎議員、8番後藤健一郎議員、12番太田芳彦議員を指名いたします。それでは、3議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

柏倉信一議員 10票

伊藤正彦議員 5票

安孫子義徳議員 1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、柏倉信一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第

2項の規定により告知します。

議長就任あいさつ

- 荒木春吉臨時議長 日程第3、議長就任の挨拶をお願いいたします。

柏倉信一議員、御登壇願います。

〔柏倉信一議長 登壇〕

- 柏倉信一議長 議長を拝命することになりました柏倉でございます。身に余る御支持をいただいたということで、責任の重さを痛感しておりますのでございます。

「不惜身命」ということわざがございます。先ほど申し上げた私の所信表明を精いっぱい実現させていただくべく努力をさせていただき所存でございますので、何とぞ御支持、御支援、御協力のほどをお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。
(拍手)

- 荒木春吉臨時議長 以上で、臨時議長の職務を全て終了しました。

議長を交代します。

- 柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時26分

- 柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会副議長選挙について

- 柏倉信一議長 日程第4、これより寒河江市議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに

決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票用紙には氏名を明確に記載し投票されるよう願います。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

- 東海林茂美事務局長 それでは、私から点呼をいたします。順次投票記載所で御記入の上、投票をお願いいたします。

佐藤政人議員、野口康一郎議員、児玉 崇議員、月光裕晶議員、安孫子義徳議員、太田陽子議員、佐藤耕治議員、後藤健一郎議員、渡邊賢一議員、伊藤正彦議員、古沢清志議員、太田芳彦議員、阿部 清議員、沖津一博議員、荒木春吉議員、柏倉信一議員。

〔最後に事務局職員が投票箱を議長席に運び、柏倉信一議長が投票〕

- 柏倉信一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番月光裕品議員、7番佐藤耕治議員、15番荒木春吉議員を指名いたします。それでは、3議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票 10票

無効投票 6票

有効投票中

阿部 清議員 5票

太田芳彦議員 4票

荒木春吉議員 1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。よって、阿部 清議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

副議長就任あいさつ

○柏倉信一議長 日程第5、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

阿部 清議員、御登壇願います。

〔阿部 清副議長 登壇〕

○阿部 清副議長 ただいま副議長を襲名させていただきました阿部 清でございます。

今、私の頭の中は真っ白でありまして、何が何だかちょっと分からない状況にありますが、副議長という大任を受けましたこと、非常にありがたく思っております。

議長を補佐しながら、これから2年間、副議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げ、一言挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議席の指定について

○柏倉信一議長 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席の番号と議員氏名を事務局長が朗読いたします。

○東海林茂美事務局長 それでは、私から御報告申し上げます。

議席番号1番柏倉信一議員、2番佐藤政人議員、3番野口康一郎議員、4番児玉 崇議員、5番月光裕品議員、6番安孫子義徳議員、7番太田陽子議員、8番佐藤耕治議員、9番後藤健一郎議員、10番渡邊賢一議員、11番伊藤正彦議員、12番古沢清志議員、13番太田芳彦議員、14番沖津一博議員、15番荒木春吉議員、16番阿部清議員。

以上でございます。

○柏倉信一議長 ただいまの朗読のとおり、議席を指定いたします。

この際、世話人会を第1会議室において開会し、常任委員及び議会運営委員について協議願います。

また、世話人会終了後、全員協議会を本議場において開会し、常任委員及び議会運営委員について協議いただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午後 1時57分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員指名

○柏倉信一議長 日程第7、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定に

より議長において、2番佐藤政人議員、16番阿部清議員を指名いたします。

本臨時会の会期は、世話会の協議結果に基づき本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

会 期 決 定

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

○柏倉信一議長 日程第8、会期の決定を議題といたします。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第2回臨時会日程

令和5年5月19日(金) 開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
5月19日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、仮議席指定	議 場
	休 憩			
	再 開	本 会 議	議長選挙、議長就任あいさつ	議 場
	休 憩			
	再 開	本 会 議	副議長選挙、副議長就任あいさつ、議席指定	議 場
	休 憩 (休 憩 中)	世 話 人 会	各委員会委員等の内定、常任委員会正副委員長等の互選方法	第1会議室
		会 派 等 会 議	各委員会委員等の内定等	議会会議室
		世 話 人 会	各委員会委員等の内定、常任委員会正副委員長等の互選方法	第1会議室
		全 員 協 議 会	各委員会委員等の内定等	議 場
	再 開	本 会 議	会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、常任委員会委員選任、議会運営委員会委員選任、常任委員会正副委員長互選、議会運営委員会正副委員長互選	議 場
	休 憩 (休 憩 中)	総務産業常任委員会	正副委員長互選、広報委員等の選出	第2会議室
		厚生文教常任委員会	正副委員長互選、広報委員等の選出	第4会議室
		議会運営委員会	正副委員長互選	第1会議室
	再 開	本 会 議	常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	議 場
	休 憩 (休 憩 中)	議会運営委員会	各種委員等の内定	第1会議室

	再	開	本	会	議	西村山広域行政事務組合議会議員選挙、固定資産評価審査委員会委員の選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、閉会	議	場
--	---	---	---	---	---	--	---	---

諸般の報告

○柏倉信一議長 日程第9、諸般の報告であります。

(1) 第75回東北市議会議長会定期総会の報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

寒河江市議会常任委員会委員の選任について

○柏倉信一議長 日程第10、寒河江市議会常任委員会委員の選任についてであります。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務産業常任委員会委員に、
野口康一郎議員 児玉 崇議員
安孫子義徳議員 佐藤 耕治議員
渡邊 賢一議員 古沢 清志議員
沖津 一博議員

私、柏倉信一を指名いたします。

厚生文教常任委員会委員に、
佐藤 政人議員 月光 裕晶議員
太田 陽子議員 後藤健一郎議員
伊藤 正彦議員 太田 芳彦議員
荒木 春吉議員 阿部 清議員
を指名いたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

○柏倉信一議長 日程第11、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてであります。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、

佐藤 耕治議員 後藤健一郎議員
渡邊 賢一議員 伊藤 正彦議員
古沢 清志議員 荒木 春吉議員

を指名いたします。

寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について及び寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選について

○柏倉信一議長 日程第12、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について及び日程第13、寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選についてであります。

これより、各常任委員会並びに議会運営委員会を招集いたします。

招集場所を総務産業常任委員会は第2会議室、厚生文教常任委員会は第4会議室といたします。各常任委員会においては、正副委員長の互選を行っていただきます。

次に、各常任委員会終了後、第1会議室において議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を行っていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時01分

再 開 午後2時25分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果報告について並びに寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告について

○柏倉信一議長 日程第14、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果報告について並びに日程第15、寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

それぞれの委員会の正副委員長の選出結果を報告いたします。

総務産業常任委員会委員長 安孫子義徳議員
副委員長 野口康一郎議員
厚生文教常任委員会委員長 月光 裕晶議員
副委員長 佐藤 政人議員
議会運営委員会 委員長 荒木 春吉議員
副委員長 伊藤 正彦議員

以上でございます。

この際、議会第1会議室において議会運営委員会を開会し、各種委員等の選出などについて御協議願います。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時26分

再 開 午後2時43分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村山広域行政事務組合議会議員選挙について

○柏倉信一議長 日程第16、西村山広域行政事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西村山広域行政事務組合議会議員には、

月光 裕晶議員 安孫子義徳議員
佐藤 耕治議員 後藤健一郎議員
渡邊 賢一議員

私、柏倉信一の6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました議員が西村山広域行政事務組合議会議員に当選されました。

日 程 の 追 加

○柏倉信一議長 ただいま市長から、議第37号寒河江市監査委員の選任についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、議第37号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案上程

○柏倉信一議長 議第37号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、後藤健一郎議員の退席を求めます。

〔後藤健一郎議員 退席〕

議案説明

○柏倉信一議長 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 私から、議第37号寒河江市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員について、新たに後藤健一郎氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。御同意くださいますようお願いを申し上げます。

委員会付託

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第37号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 これより質疑・討論・採決に入

ります。

議第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第37号はこれに同意することに決しました。

後藤健一郎議員の着席を求めます。

〔後藤健一郎議員 着席〕

議案上程

○柏倉信一議長 日程第17、議第35号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第18、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第35号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち、高橋雅幸委員が本年6月11日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。御同意くださいますようお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第19、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第35号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第20、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第35号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第35号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第35号については、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第21、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和5年1月31日に市所有の小型除雪車で除雪作業を実施した際に、寒河江市本町駐車場北側入り口表示灯に接触し、表示灯の一部が破損した事故について示談を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、賠償金につきましては、全額、全国市有物件災害共済金より支出されるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第22、これより質疑に入ります。

報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第23、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)から日程第26、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)までの4案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第27、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、承認第2号、承認第3号及び承認第4号の専決処分の承認を求めることについて、3案件とも関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正の3案件について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、原油価格や物価高騰等の影響を大きく受けている低所得の子育て世帯への支援を速やかに行うため、国の交付金を活用した子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ5,418万3,000円を追加し、予算総額を207億2,810万3,000円とするものでございます。

以上、4案件について御説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御承認並びに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○柏倉信一議長 安彦税務課長。

〔安彦絵美税務課長 登壇〕

○安彦絵美税務課長 承認第2号から第4号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正したものでございます。

主な改正点について御説明申し上げます。

まず初めに、承認第2号の主な改正内容につ

いて申し上げます。

1つ目は、令和6年度から市県民税均等割の賦課に併せて、国税である森林環境税、年額1,000円を賦課徴収する旨を規定したものでございます。

2つ目は、軽自動車税種別割になりますが、電動キックボードについて、これまでは原動機付自転車、50cc以下の車両区分に含まれていましたが、このたびの改正により特定小型原動機付自転車として区分するものです。

最後に、固定資産税ですが、地方税法附則第64条にて、先端設備等に該当する家屋償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例が措置されておりました。これは、新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分の固定資産税に限り軽減となるもので、課税標準となるべき価格に乗じる割合である特例率について、市税条例附則第7条の2第17項にてゼロと規定しておりました。このたび、地方税法附則第64条が削除されたことに伴い、併せて市税条例附則も削除するものです。

なお、これに代わるものとして、地方税法附則第15条第45項にて、令和5年度から令和6年度までの2年間、新たな特例制度が措置されております。

次に、承認第3号の改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴う当該条例の項ずれの改正です。

最後に、承認第4号の改正内容につきましては、国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。

また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円とし、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円から53万

5,000円に引き上げるものです。

以上が主な改正点でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**柏倉信一議長** 歳入全部について、小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** 続きまして、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について、初めに私から歳入について御説明申し上げます。

補正予算書4ページの事項別明細書を御覧ください。

14款国庫支出金ですが、保育対策総合支援事業費補助金は、令和4年9月に送迎用バスに幼児が置き去りにされ亡くなった事案を受け、保育所等の子供の送迎バスに安全装置の設置が義務づけられたことに伴う国の補助金で、装置1台当たり17万5,000円を限度として補助されるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、経費の全額が国から交付されます。

15款県支出金、学校安全特別対策事業費補助金は、ただいま14款で御説明いたしました送迎バス内への置き去り防止に係る補助のスクールバス分で、設置が義務化されていない小中学校については装置1台当たり8万8,000円が限度額となっております。

また、学校等につきましては、県を通しての補助となっております。

18款繰入金は、このたびの補正予算の財源とするため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は約15億9,694万7,000円になります。

歳入は以上でございます。どうぞよろしくお

願いいたします。

○**柏倉信一議長** 歳出第2款について、東海林企画創成課長。

〔東海林 恒企画創成課長 登壇〕

○**東海林 恒企画創成課長** それでは、歳出について御説明を申し上げます。

事項別明細書5ページを御覧ください。

2款1項8目交流促進費について御説明を申し上げます。

トルコ共和国ギレスン市との姉妹都市締結35周年に当たり、来月、ギレスン市長をはじめとする訪問団及び駐日トルコ共和国特命全権大使を本市にお迎えし、記念事業を開催することとなりましたので、そのための事業費105万円を国際交流事業負担金に追加するものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 歳出第3款について、志鎌子育て推進課長。

〔志鎌重美子育て推進課長 登壇〕

○**志鎌重美子育て推進課長** 5ページを御覧ください。

歳出3款2項1目児童福祉総務費について御説明いたします。

この事業は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯の生活支援のため、国の制度に基づき、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものであります。

主なものを御説明いたします。

1節は会計年度任用職員の報酬、3節は職員の時間外勤務手当として計上しております。19節は、独り親世帯の児童数450名と独り親世帯以外の低所得世帯の児童数450名、合わせて900名分の給付金になりまして、事業全体として4,750万円を計上するものであります。

なお、事業費、事務費は全額国庫補助の対象であります。

続きまして、歳出3款2項3目児童福祉施設

費について御説明いたします。

この事業は、送迎用バスの置き去り防止のため、児童通園バスに安全装置を設置するものでありまして、私立保育所通園バスの設置費用として委託料70万円を、認定こども園通園バスに設置するための補助金として35万円を計上するものであります。

なお、事業費は全額国庫補助の対象であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 歳出第7款について、山田さくらんぼ観光課長。

〔山田良一さくらんぼ観光課長 登壇〕

○**山田良一さくらんぼ観光課長** それでは、私から、歳出第7款第1項第4目観光費について御説明申し上げます。

補正予算書6ページを御覧ください。

本市の観光については、これまで、コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限などにより観光客が大きく減少するなど大きな影響を受けてきたところでございますが、市民の皆様への感染症に対する意識が変化してきたことや、5月8日からコロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行されたことなどにより観光需要が急激に増加し、コロナ前に戻りつつある状況となってきたところでございます。

このような状況から、この機を逃さず、本市のさくらんぼの魅力をより多くの方に発信し、本市へのさらなる誘客を目指すため、事業費を追加するものでございます。

具体的には、寒河江のさくらんぼのPRとして、新聞紙面広告、市内幹線道へのフラッグと のぼり旗の掲示、市内タクシー会社に御協力いただきながらタクシーへのラッピング、そして本庁舎をさくらんぼとイメージしまして夜間のライトアップを実施するなど、寒河江のさくらんぼの情報発信を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 歳出第10款について、今野学校教育課長。

〔今野育男学校教育課長 登壇〕

○**今野育男学校教育課長** 10款1項3目教育指導援助費のスクールバス運行事業について御説明申し上げます。

引き続き、6ページになります。

このたびの補正は、小中学校送迎バス葉山1号・2号の2台に児童生徒の車内置き去り防止安全装置を取り付けて送迎時の安全確保を図るため、設置に係る委託料として27万5,000円を追加計上するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

委員会付託

○**柏倉信一議長** 日程第28、委員会付託であります。

お諮りいたします。

承認第2号、承認第3号、承認第4号及び議第36号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号、承認第3号、承認第4号及び議第36号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、承認第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、承認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、承認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。月光議員。

○**月光裕晶議員** 児童福祉施設費についてお聞きします。

○**柏倉信一議長** 月光議員、第何款ですか。

○**月光裕晶議員** すみません、3款2項3目児童福祉施設費についてお聞きします。

安全措置の義務化で安全装置をつけるわけですが、これ、たしか2パターンあったはずなんですけど、どちらのほうになっているのでしょうか。

○**柏倉信一議長** 志鎌課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** お答えいたします。

2パターンというと、装置の種類のことをおっしゃっているのでしょうか。(「はい」の声あり) 承知しました。

当市のほうで今考えておるものとしましては、降りるときに確認するタイプに加えて、自動検知器と2つの機能を備えたものと考えております。降りるときに確認としましては、まず、エンジンを停止しますと車内にブザーが鳴りますので、運転手さんは車内を見回った上で、その停止ボタンを押して車内のブザーを止めます。そして、子供が残っていないかもう一回確認して降ります。もし万が一、運転手がボタンを押さずに外に降りた場合、5分後に車外のアラームが鳴って確認してくださいというふうに促すタイプです。

それに加えて、自動検知器としましては、エンジンを停止してから5分後に自動センサーが作動します。万が一、車内に子供が残っている場合は、センサーが感知をしまして車外のアラームが鳴るといふものと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。

それは、認定こども園なども全てそういったものということによろしかったでしょうか。

○**柏倉信一議長** 志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** お答えいたします。

今のところ、確認しましたところ、同じタイプのものを考えているとのことですので。以上です。よろしく申し上げます。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** すみません、何度も申し訳ないです。スクールバスに関しても、同じようなタイプということによろしかったでしょうか。

○**柏倉信一議長** 今野学校教育課長。

○**今野育男学校教育課長** スクールバスのほうも、降車時の確認式と自動検知式のパターンとなって、同じとなっています。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。後藤議員。

○**後藤健一郎議員** それでは私も、3款2項の児童福祉費、保育所通園バス運行事業についてお伺いしたいと思います。

歳入のほうでも御説明あったとおり、保育所、幼稚園等については1台当たり17万5,000円の補助と、小中学校のほうには8万8,000円の補助ということで、そこから計算しますと幼稚園、保育所のほうが6台と、スクールバス、要は小学校、中学校のほうが2台という計算になると思うんですけども、そこで2つお伺いしたいのですが、まず1点目、市内の保育所、幼稚園の数、そこに置いてあるバスを考えると6台では足りないと思うんですけども、今回の予算の具体的な内容と、もしその6台で足りないという場合であればどのようにするのかを、考えているのかを教えてください。

そして、2番目、バスの置き去りについて、一番危険なのはやはり暑い時期だと思います。

今日はそんなでもないですけども、昨日おとといなんか非常に暑くて、今から一番危険な季節がやってくると思うんですが、こちら、1年間の経過措置あるとはいえ、早急な設置が必要だと思いますが、どのくらいで設置完了する見込みなのかを教えていただければと思います。

○柏倉信一議長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、まず、市立保育所の委託料分として4台分、あと認定こども園に対する補助金として2台分を計上しておりますが、幼稚園のほうにバスは6台ございます。こちらにつきましては、県からの補助になりますので、今回の補正予算には計上はしておりません。ただ、同じタイプのを考えているということで回答をいただいております。

装置につきましては、速やかに発注しますが、業者さんのほうからは二、三か月ほど見ていただきたいというふうな話をいただいておりますので、取付けまでにはもちろんであります、取り付けた後も運転手による車内の確認や乗り降りの際のチェックシートの記載などを徹底するように指導してまいりたいと思います。以上でございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。全国的なものですので、やはりその装置が間に合わないとか、非常に需要のほうが高くなってしまって供給が追いつかないということはあるかと思っておりますけれども、装置がつくまでの間、アナログになるかとは思いますが、ぜひ事故のないようによろしく願いいたします。

○柏倉信一議長 太田陽子議員。

○太田陽子議員 3款2項1目の扶助費についてです。900名ということで予算化している、国からお金を頂いているようなんですけれども、この中には生活保護世帯なども入っているのでしょうか、1点。

あと、低所得というのは、非課税、住民税非課税世帯という認識でよろしいのでしょうか。

○柏倉信一議長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 お答えいたします。

生活保護というまずくりではなくて、あくまで児童扶養手当を、受給者をベースにしまして、それをもらっている独り親と、あとそれ以外の低所得者というふうに2種類のパターンがございます。

低所得者につきましては、大体、児童扶養手当をもらっているベースに給与を換算しまして、一月分の給与の明細を頂いてそれを計算しまして、児童扶養手当の受給者と同じくらいのレベルであれば今回該当するというふうにマニュアルで頂いておりますので、そのように対応いたします。以上でございます。

○柏倉信一議長 太田議員、よろしいですか。

(「もう一回いいですか」の声あり) 太田議員。

○太田陽子議員 7款1項4目なんですけれども、新聞の一面広告ということなんですけれども、どのような地域で、どういうふうに広告を出すのでしょうか。

○柏倉信一議長 山田さくらんぼ観光課長。

○山田良一さくらんぼ観光課長 お答え申し上げます。

一面広告につきましては、県内の新聞社といえますか、そちらのほうにお願いいたしまして出すということで想定しております。以上です。

○柏倉信一議長 よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、承認第2号専決処分の承認を求める

ことについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日 程 の 追 加

○柏倉信一議長 ただいま、議会運営委員長から、

タブレットでお示しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の申出について

○柏倉信一議長 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉 会 午後3時21分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、令和5年第2回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会臨時議長 荒 木 春 吉

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 佐 藤 政 人

会議録署名議員 阿 部 清